

大規模自然災害に対する個人のリスクファイナンス

創価大学 黒木 松男

1. 個人のリスク

大規模自然災害による個人が被るリスクは、人の生命・身体に対する人的リスクと居住用建物・生活用動産が被る物的リスクである。本発表では後者の物的リスクに焦点を当てて考察する。

最近の大規模自然災害によって生じるリスクは次の 4 つの代表的な個人的リスクがある。

- (1) 大規模地震リスク — 阪神淡路大震災（1997 年 1 月）、東日本大震災（2011 年 3 月）、熊本地震（2017 年 4 月）、大阪北部地震（2018 年 5 月）
- (2) 大規模噴火リスク — 雲仙普賢岳噴火災害（1990 年 11 月～95 年）、御嶽山噴火災害（2014 年 9 月）、草津白根山噴火災害（2018 年 1 月）
- (3) 大規模津波リスク — 東日本大震災（2011 年 3 月）
- (4) 大規模豪雨災害リスク（洪水リスク・土砂災害リスク）— 関東・東北豪雨災害（常総市）（2015 年 9 月）、福岡北部豪雨災害（朝倉町）（2017 年 8 月）、西日本豪雨災害（2018 年 7 月）

2. 個人のリスクファイナンスの現状

(1) 公的支援

大規模自然災害によって個人が被る損害について、公的支援が充実した内容であれば、個人のリスクファイナンスは公的支援を補完する程度で良い。公的支援が不十分であれば、個人のリスクファイナンスは手厚い物でなければならない。したがって、まず、公的支援がどのような程度のものなのかが、個人のリスクファイナンスの重要な決定要因となる。

○生活再建支援法 個人の生活再建・建物の復旧、大規模半壊以上で支援開始 全壊で新たな住宅の建設・購入する場合で最高金額 300 万円（基礎支援金 100 万円、加算支援金 200 万円）

(2) 個人のリスクファイナンス

①火災保険

(ア) 地震火災費用保険金（地震）— 建物が半焼以上または家財が全焼した場合に火災保険金額の 5%の保険金、限度額 300 万円

(イ) 水害保険（洪水・台風・土砂災害）

②地震保険・建物更生共済

(ア) 地震保険の現状 付保制限＝主契約の火災保険金額の 30%～50%、加入限度額＝居住用建物 5000 万円・生活用動産 1000 万円、総支払限度額＝11 兆 3000 億円（2017 年 4 月 1 日改定）、再保険スキーム（政府 11 兆 1268 億円、民間 1732 億円）、地震保険料の改定（2019 年 1 月 1 日より）、4 つの損害区分（全損・大半損・小半損・一部損）（2018 年 1 月 1 日より）、世帯普及率＝31.2%（全国平均 2017 年度）、付帯率

=63.0% (全国平均 2017 年度)

- (イ) 建物更生共済の現状 建更むてきプラス 地震共済金 損害の割合が 5%以上で支給、地震共済金の限度額=損害の額×50%
- (ウ) フェニックス共済(兵庫県住宅・家財再建共済制度、兵庫県限定 平成 19 年 7 月より) 損害区分=全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊 罹災証明書により被害認定

③民間損保の災害保険

- (ア) 地震補償保険リスタ 地震保険の上乗せ保険、損害区分=全壊・大規模半壊・半壊 一部損壊は支払対象外、被害認定は罹災証明書
- (イ) トータルアシスト超保険(東京海上日動) 地震危険等上乗せ補償特約
- (ウ) 地震火災特約(損保ジャパン日本興亜) 地震火災特約 30 プラン・50 プラン

3. 個人のリスクファイナンスの課題

- (1) 大規模洪水リスク・土砂災害リスク

気候変動による水害事故の多発・恒常化への対策

→米国のような国家洪水保険を作るべきかー火災保険からの水害保険の離脱の検討

→ニュージーランドのような地震リスクと合体させた自然災害リスクとして新たな枠組みの自然災害保険の創設の検討は必要か

- (2) 大規模地震リスク

①火災保険の地震補償費用保険+地震保険+地震補償保険リスタなどの合計保険金で住まい・生活の再建に十分か

②マンション居住者には地震保険の特有なリスクがある

- (ア) 敷地の液状化、ライフライン、エレベーター、高架水槽、各戸ドア及び雑壁の損害の不担保による生活再建の困難性→主要構造部以外に対する地震損害査定基準の見直しは必要か

- (イ) マンションの解体か、再建かの合意形成の困難性→マンション共用部分の地震保険金の支払があっても、再建のために居住者個人に更なる資金需要がある場合の再建の合意形成の難しさ

③首都直下型地震、東海地震。南海地震によって総支払限度額 11 兆 3000 億円の地震保険金の支払い、または、その限度額を超える地震保険金の支払いが必要な場合のリスクは計り知れない

→国家財政の破綻=国家運営の危機 内閣総辞職の可能性

→総支払限度額 11 兆 3000 億円を超える地震保険金の支払が予想される場合、個々の地震保険加入者への支払い地震保険金額は比例的に減額→迅速な地震保険金の支払が不可能・どこまで減額されるのかという不安

→迅速な地震保険の査定のために共同査定は必要か、罹災証明の被害認定基準と地震保険の損害査定基準とは統一できるのか